

人文社会科学研究科 教員組織編制方針

【人文社会科学研究科（全体）】

人文社会科学研究科に設置する全専攻は、以下に示す教員組織を編制する。

＜教員の配置・編制＞

1. 「大学院設置基準」等の関係法令に基づくとともに、教育研究上の目的や3つの方針を実現できる教員を配置する。
2. 「中京大学大学院人文社会科学研究科担当教員資格審査内規」に定める資格審査基準を満たす教員で構成する。
3. 専任教員の年齢層や性別について、著しく隔たりが生じないように努める。

＜役割分担＞

1. 教員間の連携体制を確保して組織的な教育研究を行うために、教育課程や大学運営等において適切に教員の役割を分担する。
2. 教育上主要と認める授業科目については、原則として専任の教授又は准教授が担当する。これ以外の者が担当する場合は、理由を添えて学長に申し出て許可を得るものとし、専任の教授又は准教授が授業の進捗等を確認する。
3. 専門分野を超えた共通知や学際性を身に付けることを目的として設置する「研究科共通科目」は、人文社会科学研究科の専任教員、兼任教員又は兼任教員（非常勤講師）が担当する。

＜教員人事＞

教員の募集・採用については、「学校法人梅村学園教職員（教員職）任用規程」に依拠する。

＜教員の資質向上＞

教員は、高度な教育を提供できるように研究等を通じて専門性の向上に努めるとともに、組織的かつ多面的なファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を通じて教育能力の向上を図る。

【日本語日本文学専攻】

日本語日本文学専攻修士課程は、人文社会科学研究科全専攻共通の教員組織編制方針を前提として、以下に示す教員組織を編制する。

＜教員の配置・編制＞

1. 日本文学の古典から近現代に至る各時代について、その時代を専門とする教員を配置する。漢文学についても専門知識を有する教員を配置する。
2. 日本語学及び日本語文化について、専門知識を有する教員を配置する。
3. 国語教育、書道教育及び日本語教育について、専門知識を有する教員を配置する。
4. 研究指導教員を次のとおり配置する。

日本文学の分野に3人以上（3人のうち1人を漢文学の分野にすることができる）

日本語学及び日本語文化の分野に3人以上

教育の分野（国語教育、書道教育又は日本語教育）に2人以上

5. 主として本学に設置する次の学部等に所属する専任教員が授業科目を担当するものとし、これらの学部等との連携の下で適切に教員を編制する。

学部等：文学部日本文学科及び言語表現学科、教養教育研究院

【言語文化専攻】

言語文化専攻修士課程は、人文社会科学研究科全専攻共通の教員組織編制方針を前提として、以下に示す教員組織を編制する。

＜教員の配置・編制＞

1. 言語文化研究課題に関わる次の4分野を専門とする教員を配置する。
4分野：言語学及び哲学、英語学及び英語教育、英語圏文化、世界の文化
2. 研究指導教員を次のとおり配置する。
言語学及び哲学の分野に2人以上
英語学及び英語教育の分野に3人以上（内1人以上は英語教育専門）
英語圏文化の分野に2人以上
世界の文化の分野に2人以上
3. 主として本学に設置する国際学部言語文化学科に所属する専任教員が授業科目を担当するものとし、国際学部との連携の下で適切に教員を編制する。

【歴史文化専攻】

歴史文化専攻修士課程は、人文社会科学研究科全専攻共通の教員組織編制方針を前提として、以下に示す教員組織を編制する。

＜教員の配置・編制＞

1. 日本史の各時代について、その時代を専門とする教員を配置する。民俗学及び思想史についても専門知識を有する教員を配置する。
2. 外国史や博物館業務に関する専門的な知識を有する教員を配置する。
3. 歴史教育について、専門知識を有する教員を配置する。
4. 研究指導教員を、日本史及び民俗学の分野に3人以上配置する。
5. 主として本学に設置する次の学部等に所属する専任教員が授業科目を担当するものとし、これらの学部等との連携の下で適切に教員を編制する。
学部等：文学部歴史文化学科、教養教育研究院

【法・政治学専攻】

法・政治学専攻修士課程は、人文社会科学研究科全専攻共通の教員組織編制方針を前提として、以下に示す教員組織を編制する。

＜教員の配置・編制＞

1. 教員は法学領域又は政治学領域のいずれかに所属する。
2. 法学領域には、次の法学の主要分野を専門とする教員を配置する。
法学の主要分野：公法、私法、基礎法、新領域
3. 政治学領域には、多様な政治課題に関わる3分野を専門とする教員を配置する。
3分野：日本政治、公共政策、国際関係・国際開発
4. 研究指導教員を次のとおり配置する。
法学領域に8人以上（租税法を除く公法分野に3人以上、租税法に2人以上、私法分野に3人以上）
政治学領域に3人以上（日本政治分野に1人以上、公共政策分野に1人以上、国際関係・国際開発分野に1人以上）
5. 主として本学に設置する次の学部等に所属する専任教員が授業科目を担当するものとし、これらの学部等との連携の下で適切に教員を編制する。
学部等：法学部法律学科、総合政策学部総合政策学科、国際学部国際学科、教養教育研究院

【経済・経営学専攻】

経済・経営学専攻修士課程は、人文社会科学研究所全専攻共通の教員組織編制方針を前提として、以下に示す教員組織を編制する。

＜教員の配置・編制＞

1. 教員は経済学領域又は経営学領域のいずれかに所属する。
2. 経済学領域には、次の4分野を専門とする教員を配置する。
4分野：経済理論、経済分析、経済政策、応用経済
3. 経営学領域には、次の4分野を専門とする教員を配置する。
4分野：組織・マネジメント、経営戦略、マーケティング、会計・ファイナンス
4. 研究指導教員を次のとおり配置する。
経済学領域に5人以上（経済理論分野1人以上、経済分析分野1人以上、経済政策分野2人以上、応用経済分野1人以上）
経営学領域に5人以上（組織・マネジメント分野に1人以上、経営戦略分野に1人以上、マーケティング分野に1人以上、会計・ファイナンス分野に2人以上）
5. 主として本学に設置する次の学部等に所属する専任教員が授業科目を担当するものとし、これらの学部等との連携の下で適切に教員を編制する。
学部等：経済学部経済学科、総合政策学部総合政策学科、経営学部経営学科、国際学部国際学科、教養教育研究院